

役員等(非常勤)の報酬及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、次に掲げる役員(非常勤)の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員
- (5) 外部委員・専門委員
- (6) 職場内研修会講師

(報酬)

第2条 前条第1号から第6号に掲げる役員等の報酬の額は別表のとおりとする。

- 2 役員報酬の総額は、230万円以内とする。
- 3 職員は無報酬とする。

(報酬の支払方法)

第3条 理事長の報酬は給与として月額で支給する。

- 2 役員等の報酬は、会議の出席や講演の都度、現金で支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 第1条第1号から第6号に掲げる役員等が職務を行うために要した経費は、その実費を弁償することができる。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は平成10年3月1日から施行する。
- 2 この規則は平成16年7月1日から施行する。(第1条、第2条、第4条、別表)
- 3 この規則は平成17年12月1日から施行する。(別表)
- 4 この規則は平成18年12月1日から施行する。(別表)
- 5 この規則は平成20年4月1日から施行する。(第1条、第2条、第4条、別表)
- 6 この規則は平成20年8月11日から施行する。(別表)
- 7 この規則は平成20年12月1日から施行する。(別表)
- 8 この規則は平成22年7月1日から施行する。(第1条、第2条、第4条、別表)
- 9 この規則は平成25年3月1日から施行する。(別表)
- 10 この規則は平成26年7月1日から施行する。(第1条、第3条、別表)
- 11 この規則は平成29年6月21日から施行する。(第2条)
- 12 この規則は令和元年7月1日から施行する。(第3条)

別表

役員等(非常勤)の報酬額

対 象 者	金 額	備 考
理 事 長	150,000円	月額
理 事	11,137円	理事会及び小委員会出席1回につき
監 事	11,137円	理事会及び評議員会、監事監査1回につき
評 議 員	11,137円	評議員会及び小委員会出席1回につき
専門委員・外部委員	16,500円	委員会出席1回につき
職場内研修講師	20,000円	講演1回につき